

第 2 期 桐生市子ども・子育て支援事業計画 変更箇所とその理由

【変更箇所と変更理由】

基本目標 1 乳幼児期の教育・保育・地域における子育て支援

1 量の見込みと提供体制、確保方策（計画書 P 4 3～4 5）

(1) 教育・保育施設の充実

①幼稚園・認定こども園（1号及び2号認定、3～5歳児）（計画書 P 4 3）

確保方策：各園における利用定員の変更や、ひかりこども園の新園舎建設（令和3年8月末完成予定）に伴い、変更するものです。

②保育所・認定こども園（2号認定、3～5歳児）（計画書 P 4 4）

量の見込み：令和2年度実績見込み、令和3年度入園園児数から算出し、変更するものです。

確保方策：各園における利用定員の変更や、ひかりこども園の新園舎建設（令和3年8月末完成予定）に伴い、変更するものです。

③保育所・認定こども園（3号認定、0～2歳児）（計画書 P 4 5）

確保方策：各園における利用定員の変更や、ひかりこども園の新園舎建設（令和3年8月末完成予定）に伴い、変更するものです。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

⑤-1 養育支援訪問事業（0～5歳）（計画書 P 5 0）

保健師や助産師が居宅に訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業ですが、以前より対象としていた継続的な支援を必要とする妊婦を明示し、令和3年度から新たに、養育環境の維持及び改善が必要と思われる家庭に対し、子育て経験者等による育児家事援助を開始できるよう、変更するものです。

【量の見込みと確保方策】にあります「実施期間」の文字を「実施機関」へ訂正します。

⑨延長保育事業（0～5歳）（計画書 P 5 6）

確保方策：市内の保育所（1か所）が、令和2年度をもって閉園する予定であるため、令和3年度から令和6年度の確保方策の施設数を全32か所に変更するものです。

⑩病児・病後児保育事業（0～5歳、小学生）（計画書P57）

量の見込みと確保方策：市内の認定こども園（2か所）において、新たに病児保育事業（体調不良児対応型事業）を開始できるよう、量の見込み及び確保方策の変更を行うものです。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）及び

放課後子供教室の整備（小学生）（計画書P58～62）

確保方策：利用者の増加に伴う支援の単位の増設により、令和2年10月より神明小学校の余裕教室をクラブ室として所管替えを行い、クラブ室を追加したため、令和3年度から令和6年度の確保方策（利用定員の合計）について、それぞれ39人増加する変更を行うものです。